

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	医薬品副作用被害等判定調査事業	事業開始年度	昭和55年度	作成責任者		
担当部局庁	医薬食品局	担当課室	安全対策課	課長 森 和彦		
会計区分	一般会計	上位政策	—			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第17条第2項、第20条第2項において準用する第17条第2項	関係する計画、通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害者に対して救済給付を行っているが、その支給の可否の決定に際し、医学的薬学的判定を要する事項を調査・審議する判定部会の運営に関連する業務を行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づき、医学的薬学的事項について厚生労働大臣に対して判定の申出が行われる事例の、申請資料等の整理、検討を行うとともに、副作用・感染等被害判定部会の判定結果を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して通知すること等を行う。					
実施状況	副作用・感染等被害判定第一部会(偶数月 年6回開催) 副作用・感染等被害判定第二部会(奇数月 年6回開催) 生物由来製品感染等被害判定調査会(6月、12月 年2回開催) 申出件数:(副作用)1, 166件(感染)6件 結果通知件数:(副作用)1, 245件(感染)6件					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	3	3	3	3	3
	執行額	2	2	2		
	執行率	67%	67%	67%		
	総事業費(執行ベース)	2	2	2		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	支出の大部分は、賃金と旅費であり、旅費のうち、9割弱が委員等旅費、残りが訴訟関連の職員出張旅費である。				
	見直しの余地	今後、給付申請件数の増加に伴い経費の増加も予想されるが、比較の見通しは立てやすいものと考えられ、現状に即した予算額の設定、予算内での計画的な執行ができるよう適宜見直しをするよう努めたい。				
予算監視の効率化	医薬品の副作用等による健康被害者に対する救済給付の支給の可否を決定する判定部会の運営に必要な経費であり、部会委員の旅費を適切に見込んだ上で、予算措置を行うべきである。					
補記	職員旅費については、個別の事例について事前説明・相談等のため、執行が少なくとも予算を計上する必要があるが、また、委員等旅費については、東京都内に在住するなど、委員等旅費の支払額の少ない委員が多く、結果として執行率が小さくなっているが、委員の交代に伴う旅費支払い額の増加の可能性を考慮し、平成23年度要求額は平成22年度予算額と同額を要求している。					

A. 厚生労働省
2百万円

独立行政法人医薬品医療機器総合機
構法に基づき行われる副作用、感染等
の被害の判定を行うための事務

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

うち事務費0.06百万円

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.厚生労働省			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	賃金職員に係る経費	2			
計		2	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0